

富士河口湖町 移住支援金 手引き・チェックリスト ～令和8年度～

締切:令和8年12月21日(月)

政策企画課

令和8年12月21日(月)までに
こちらのチェックリストをご持参の上、
富士河口湖町役場 2F 政策企画課窓口へ
提出してください。

富士河口湖町 政策企画課

移住支援金とは

富士河口湖町への移住定住の促進、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏（東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県）のうちの条件不利地域（※）以外から町内に移住し、かつ就業又は起業した者に対し、富士河口湖町移住支援金を交付します。

単身
60万円

世帯
100万円

子育て世帯加算※
100万円

※18歳未満の世帯員
一人につき最大

移住支援金の支給額を含むルールへの適用は、申請日ではなく転入日により決定されます。
申請日ではありませんので、ご注意ください。なお、転入日は住民登録の異動日（住民票に記載される住民となった日）を指します。

例) 転入日：令和8年3月1日 申請日：令和8年4月以降の方 令和7年度ルール適用
転入日：令和8年4月3日 申請日：令和8年4月以降の方 令和8年度ルール適用

(※) 東京圏のうちの条件不利地域についてはこちら



対象者

支援金の交付対象者は、移住に係る要件（5ページ、6ページ）を満たし、かつ、就業に係る要件、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件（※）、または起業に関する要件（7ページ～9ページ）のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては、世帯に関する要件（10ページ）を満たす者となります。

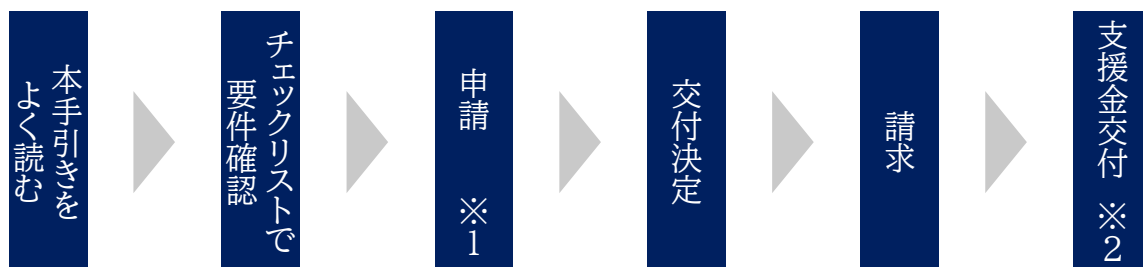
要件

本制度は「移住元要件」と「移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。
要件を満たすチェックリストを掲載（4ページ～）しておりますので、事前にご自身にてチェックをしてください。

お手続きの流れ

以下標準的な移住支援金のお手続きの流れとなります。

転入3カ月以後かつ就業開始3カ月以後、さらに転入から1年以内に申請が必要です。
ただし申請日には期限があります。



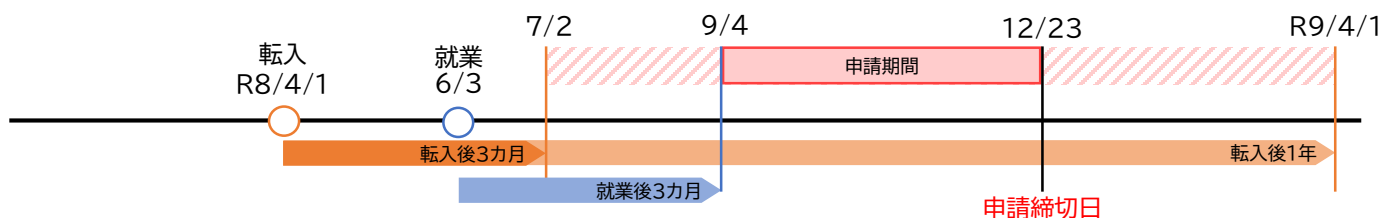
※1 要件を満たす場合のみ。申請時にはチェックリストも併せてご提出ください。

※2 交付までに2～3カ月程度要します。

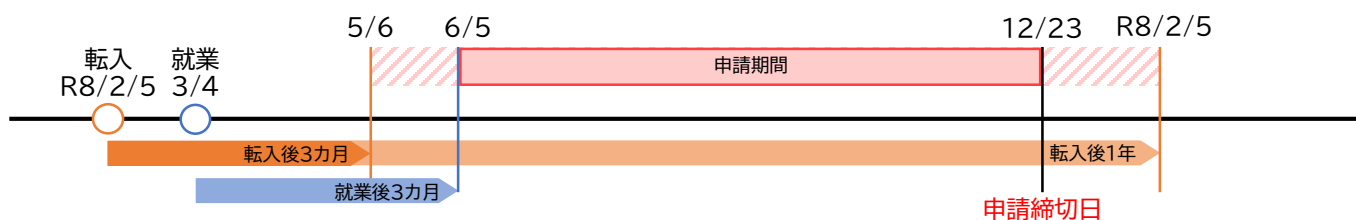
例

転入3カ月以後かつ就業開始3カ月以後、さらに転入から1年以内の申請。
転入の1年以内であっても申請期限を過ぎると申請できません。

令和8年4月1日に転入し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



令和8年2月5日に転入し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



支援金の返還 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山梨県及び富士河口湖町から求められた場合には、応じること。
- 2 以下の場合には、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還すること。
 - (1)移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2)移住支援金の申請日から3年未満に富士河口湖町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3)山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4)移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富士河口湖町以外の市区町村に転出した場合：半額（就業の場合のみ）
 - (5)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

申請期限

令和8年12月21日（月）までに申請をしてください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口へ相談の上、申請してください。
※上記期限後の受付については、新年度以降の募集となります。

ただし、転入後1年を経過した場合には、受付できませんのでご注意ください。

問い合わせ先・申請書の提出先

富士河口湖町役場 政策企画課
企業誘致・まちづくり推進係
TEL 0555-72-1129

富士河口湖町役場2F政策企画課 窓口へ直接提出

富士河口湖町 移住支援金 対象要件事前チェックリスト

こちらのチェックリストは富士河口湖町へ移住支援金を活用し、移住を検討される皆様へ、申請前のミスマッチを軽減し、スムーズな申請へとつなげるために作成しました。

■チェックリストの使い方

①移住支援金の申請は転入後3カ月以降からお手続き可能となります。

②以下申請に関する要件をすべて満たしているか事前にご確認ください。

③申請に関するの要件をすべて満たす場合には、富士河口湖町役場2階政策企画課にお越しいただき、申請に関する要件をすべて満たしているか再度ご確認ください。確認がとれましたら、申請書類をお渡しいたしますので、申請時提出書類を取りまとめいただき、申請時にこちらのチェックリストを一緒にご提出ください。

※申請書類提出時も、すべての資料がそろっているか確認をします。富士河口湖町役場2階政策企画課に直接ご提出ください。

※申請した日から5年以上継続して、富士河口湖町に居住する意思があることを条件とします。

※受給後、要件に該当しないと認められた場合には返金の対象となります。

■移住元に関する要件

移住元に関する要件確認フローチャート（5ページ）をご覧ください。

■移住先に関する要件、その他に関する要件

移住先に関する要件並びにその他に関する要件（6ページ）をご覧ください。

■就業に関する要件

就業に関する要件（7～9ページ）をご覧ください。

■世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

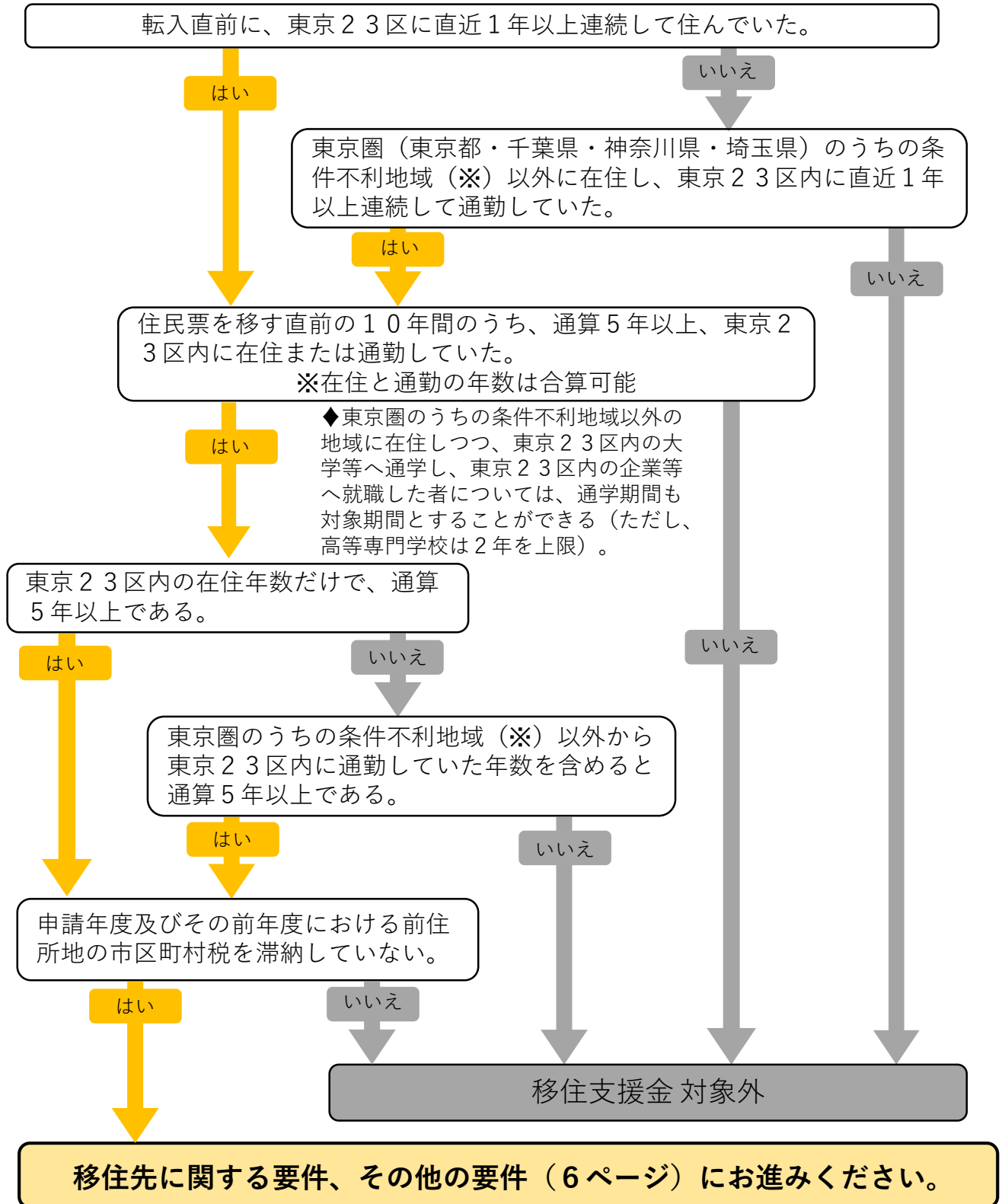
世帯向けの金額を申請する場合は、世帯に関する要件（10ページ）をご覧ください。

■子育て世帯加算に関する要件（子育て世帯加算金額を申請する場合のみ）

子育て世帯加算金額を申請する場合は、子育て世帯加算に関する要件（10ページ）をご覧ください。

■移住元に関する要件

移住元に関する要件確認フローチャート



（※）東京圏のうちの条件不利地域についてはこちら ▶



■移住先に関する要件

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	補助金の申請日において、本町に転入後3カ月以上1年以内であること。	<input type="checkbox"/>
(イ)	補助金の申請日において、本町に5年以上継続して居住する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	申請年度及びその前年度における本町の町税を滞納していないこと。	<input type="checkbox"/>

■その他に関する要件

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	<input type="checkbox"/>
(イ)	日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、町長が認める場合を除く。	<input type="checkbox"/>

以上で移住先に関する要件、その他の要件の確認は終了となります。次ページより就業に関する要件に関するチェックをお願いいたします。




■就業に関する要件

○移住後の仕事状況：該当する仕事状況を確認の上、要件を確認してください。

- 1) 「マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人」で就業先を決定し、移住後に就業する場合
⇒7 ページ
- 2) 「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して就業する場合
⇒8 ページ
- 3) テレワークで移住元から就業を続ける場合
⇒8 ページ
- 4) 本事業における関係人口に関する場合
⇒9 ページ
- 5) 町内にて起業する場合
⇒9 ページ

1) 「マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人」で就業先を決定し、移住後に就業する場合

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	<input type="checkbox"/>
(イ)	就業先が、山梨県が移住支援金の対象として「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」、又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。 ※他の道府県での掲載求人の場合には内容証明が必要です。 「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」はこちら 	<input type="checkbox"/>
(ウ)	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	<input type="checkbox"/>
(エ)	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。	<input type="checkbox"/>
(オ)	上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。	<input type="checkbox"/>
(カ)	当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>
(キ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	<input type="checkbox"/>

⇒ 申請時には就業証明書（様式第2号）の提出が必要となります。なお、雇用保険の被保険者としての就職に限ります。

■就業に関する要件

2) 「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して就業する場合

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	<input type="checkbox"/>
(イ)	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>
(エ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	<input type="checkbox"/>
(オ)	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	<input type="checkbox"/>

⇒ 申請時には就業証明書（様式第2号）の提出が必要となります。なお、雇用保険の被保険者としての就職に限ります。

3) テレワークで移住元から就業を続ける場合

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	<input type="checkbox"/>
(イ)	勤務日数の1/5を超えて所属企業等へ通勤せず、かつ週20時間以上移住先でテレワーク勤務を実施すること。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	<input type="checkbox"/>

⇒ 申請時には就業証明書（様式第3号）の提出が必要となります。なお、雇用保険の被保険者としての就職に限ります。

■就業に関する要件

4) 本事業における関係人口に関する場合

◆以下ア支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつイ地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア)	過去に連続して3年以上、富士河口湖町に居住していた者。	<input type="checkbox"/>
(イ)	転入をした日の前日までの5年間のうち、連続した3か年以上かつ合計5回以上、当町にふるさと納税を実施した者。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	町長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの3年以内に2回以上参加した経験があること。	<input type="checkbox"/>

イ 地域の担い手確保の要件

(ア)	農林水産業・酪農業に就業する者。	<input type="checkbox"/>
(イ)	町内に立地する企業等に正規雇用されている者。 ※雇用保険の被保険者としての就職に限ります。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	起業または創業し、事業所を設置するもの。	<input type="checkbox"/>

5) 町内にて起業する場合

	申請時において、1年以内に山梨県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。	<input type="checkbox"/>
--	---	--------------------------

以上で就業に関する要件の確認は終了となります。次ページより世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）及び、子育て世帯加算に関する要件（子育て世帯加算金額を申請する場合のみ）に関するチェックをお願いいたします。



■世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。	<input type="checkbox"/>
(イ)	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。	<input type="checkbox"/>
(エ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	<input type="checkbox"/>

⇒ 申請時には申請者に係る移住元の「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」の提出が必要となります。過去5年間の履歴を確認するものです。

■子育て世帯加算に関する要件（子育て世帯加算金額を申請する場合のみ）

◆次に掲げる事項の全てに該当すること。

	※世帯員としての認定については「世帯に関する要件」を参照 ・申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満かどうかで判断する。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。	<input type="checkbox"/>
--	---	--------------------------

⇒ 申請時には申請者世帯員の情報を確認いたします。

以上で移住支援金対象要件の確認は終了となります。次ページより申請時添付書類に関するチェックをお願いいたします。



■申請時提出書類

【すべての方が提出する書類】

		申請者	町確認欄
申請書 (様式第1号)	該当項目へ記載必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公的身分証明書	<p>■1点のみで良いもの</p> <p>・運転免許証 ・パスポート ・マイナンバーカード 等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>■2点必要なもの (AとBから1点ずつ、又はAから2点)</p> <p>A ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証・その他被保険者証 ・国民年金手帳 ・厚生年金保険年金手帳 ・その他年金手帳、証書</p> <p>B ・学生証(写真付き)・会社等の身分証明書(写真付き) ・国、県、市町村等が発行する資格証明書</p>		
住民票謄本	<p>世帯として申請の場合には申請者を含む世帯全員分</p> <p>⇒ 富士河口湖町役場住民課にて取得可能</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
移住元での 住民票除票	<p>世帯として申請の場合には申請者を含む世帯全員分</p> <p>⇒ 転入前に住民登録の合った自治体にて取得可能</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>※住民票除票で 移住元要件が確認できない場合</p> <p>戸籍の附票</p>	<p>世帯として申請の場合には申請者を含む世帯全員分</p> <p>⇒<u>婚姻などにより、同一の自治体で複数発行していただく場合や、複数の自治体で発行していただく場合があります。</u></p> <p>※移住元要件が「23区内在住」の場合は、過去10年間のうち5年間は23区内に住所があったことが分かること。</p> <p>※「23区内に通勤」の場合は、過去10年間のうち5年間は23区内または東京圏のうちの条件不利地域外(*)に住所があったことが分かること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■申請時提出書類

【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた方】

	申請者	町確認欄
東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在籍期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) (次のⅠ・Ⅱの両方を証明するもの) Ⅰ.通勤場所が23区内であること Ⅱ.23区内への合算通勤期間(5年以上)であること(通勤開始から終了年月日の記載が必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者または個人事業主のみ】

開業届出済み証明書等(移住元での在勤地、在籍期間を確認できる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
東京23区で勤務していた企業等の就職等の就職証明書等(移住元での在勤地、在籍期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【通学期間を対象期間に含める場合】

※東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

卒業証明書(在学期間や卒業校を確認できる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
東京23区で勤務していた企業等の就職等の就職証明書等(移住元での在勤地、在籍期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【外国人の方の場合】

在留カード又は特別永住者証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------	--------------------------	--------------------------



■申請時提出書類

【以下①～④のうち該当するもの】

①転入後就業要件の添付書類

	申請者	町確認欄
就業証明書(様式第2号) 企業押印のある原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②テレワーク要件の添付書類

就業証明書(様式第3号) 企業押印のある原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------------------------	--------------------------	--------------------------

③関係人口に関する要件の添付書類

ア 支給対象者の要件（該当するもの）

転入をした日の前日までの5年間のうち、連続した3か年以上かつ合計5回以上、当町にふるさと納税を実施した者。	ふるさと納税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
町長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの3年以内に2回以上参加した経験があること。	参加証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イ 地域の担い手確保の要件（該当するもの）

農林水産業・酪農業に就業する者。	移住支援金事業における関係人口の証明書(様式第4号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
町内に立地する企業等に正規雇用されている者。 ※雇用保険の被保険者としての就職に限ります。	雇用保険加入証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
起業又は創業し、事業所を設置する者。	開業届の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④転入後起業要件の添付書類

山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

申請時にチェックリストを添付の上、ご提出ください。

政策企画課

富士河口湖町役場
2F 政策企画課窓口へ

富士河口湖町役場
政策企画課 企業誘致・まちづくり推進係

〒401-0392

山梨県 南都留郡 富士河口湖町 船津 1700

TEL 0555-72-1129(直通)

FAX 0555-72-0969

seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp